

10 穢れ意識はどのように浸透したか ——差別を支える歴史的・社会的根拠を見直す——

はじめに

わが国の社会は、一面では近代的な市民社会の性格をもっているが、他面では、前近代的な身分社会の性格をもっている。(中略) また、精神、文化の分野でも昔ながらの迷信、非合理的な偏見、前時代的な意識などが根づく生き残っており、特異の精神風土と民族的性格を形成している。このようなわが国の社会、経済、文化体制こそ、同和問題を存続させ、部落差別を支えている歴史的社会的根拠である。

これは、今から32年前に出された「同和対策審議会答申」(1965年)の一節である。答申に先立って詳細な実態調査が行なわれ、その分析にもとづいてまとめられただけに一語一語の意味は深い。はたして現在の日本の社会は、「前近代的な身分社会の性格」や、「部落差別を支えている歴史的社会的根拠」をもつ社会・経済・文化の体制を、どの程度まで変えることに成功しただろうか。この問題の解決のため、学校教育ではどのような資料を使ってどのように実践してきたのだろうか。

このような問題意識を持ちながら、私たちの日常生活にみられる「穢れ」意識が浸透した根源の一つを、江戸時代の元禄～享保期垣推進された幕府の政策に求めてみたい。以下に紹介する史料が、この時期の位置づけを見直すとともに、部落差別を支える歴史的・社会的根拠を問い直し、現代に生きる私たちの人権感覚を磨き合う実践に役立てば幸いである。

なお、引用の史料はすべて「御触書寛保集成」(1934年刊、岩波書店)所収で、教材として使えるよう書き下し文に直した。

1 「武家諸法度」の改訂

「武家諸法度」は、在職期間の短い家継と慶喜を除く代々の将軍が、就任後に諸大名等に公示した江戸幕府の基本法規の一つである。その条文には時代の特色がみられるが、ほぼ全条にわたって大改訂されたのは5代綱吉の法度であった。もっとも象徴的な意味を持つ第1条も、綱吉時代に初めて手が加えられ、6代家宣によってさらに文言が変更された。ついで8代吉宗は、初代以来の条文でなく綱吉時代の文言にもどしている。

家康(慶長20)	ぶんぶきゅうば 文武弓馬の道専ら嗜むべき事	もっぱなしこ (第1条、以下同じ)
綱吉(天和3)	文武忠孝を励まし礼儀を正すべき事	
家宣(宝永7)	文武之道を修め人倫を明かにし風俗を正しくすべき事	
吉宗(享保2)	文武忠孝を励まし礼儀を正すべき事	

戦乱のない泰平の時代に將軍職(1680)に就いた綱吉は、天和3(1683)年に「武家諸法度」を改訂し、「弓馬之道」(武芸・武道)よりも「忠孝」や「礼儀」を大名や武士に要求するという大きな方針転換を打ち出した。儀式の際には、身分や格式の序列に応じた装束が細かく決められたため、服装を見ればその地位がわかるようになった。吉良に対する浅野の刃傷事件も、このような時代の変化のなかで起きたものであった。

2 「服忌令」の制定

さらに綱吉は、翌年に「服忌令」を初めて発令し、近親者の死没に当たって喪に服する期間を定めた。「忌」は「死の穢れ」を忌み家から出ない期間を、「服」は外に出て事を執ってもなお忌み慎む期間をさすという。「服忌令」の採用は、朝廷や神祇関係での制度を武家社会に持ち込み、さらに民衆にまで「死の穢れ」意識を浸透させることとなった。貞享3（1686）年の改訂版では、次のように決められている（一部省略して引用）。

父母	忌50日	服	13月	曾祖父母	忌20日	服	90日
養父母	忌30日	服	150日	高祖父母	忌10日	服	30日
嫡母	忌10日	服	30日	伯叔父姑	忌20日	服	90日
継父	忌10日	服	30日	母方	忌10日	服	30日
継母	忌10日	服	30日	兄弟姉妹	忌20日	服	90日
離別之母	忌30日	服	150日	異父兄弟姉妹	忌10日	服	30日
夫	忌30日	服	13月	嫡孫	忌10日	服	30日
妻	忌20日	服	90日	(女子は最初でも末孫に同じ)			
嫡子	忌26日	服	90日	末孫	忌3日	服	7日
(女子は最初でも末子に同じ)				娘方之孫	忌3日	服	7日
末子	忌10日	服	30日	曾孫玄孫	忌3日	服	7日
養子	忌10日	服	30日	(娘方には服忌なし)			
夫之父母	忌30日	服	150日	従父兄弟姉妹	忌3日	服	7日
祖父母	忌30日	服	150日	甥姪	忌3日	服	7日
母方	忌20日	服	90日	七歳未満の小児は無服			

さらに「服忌令」の末尾には、「穢れの事」という項目があり、「死」と並んで「出産」も「穢れ」と規定された。

産穢れ	父7日	母35日	遠国からの7日すぎの連絡は穢れに及ばず
血荒	父7日	母10日	(胎児がまだ形を成さないうちに流産すること)
流産	父7日	母10日	(胎児が形を成してのち流産すること)
死穢	1日		(死の穢れに触れること)
踏合	行水次第		(出産・死亡などの穢れに行き合わせること)

綱吉の惡法として有名な「生類憐みの令」は、「服忌令」発令と同時代の貞享4（1687）年に出された。また、次項の「寺社參詣穢れ規定」は、「生類憐みの令」の翌年に作られた。これら三規定は、幕府の手でほぼ同時期に策定されたものであり、内容的にも深い関連がみられる。

3 「寺社參詣穢れ規定」の制定

元禄1（1688）年には、寺社參詣に当たって三種類の「穢れ」規定が示された。正式な名称は、「上野・紅葉・増上寺御參詣の時」「正月御社参の時」「正月・四月・九月並びに毎月十六日御宮御名代仰せ付けられ候刻、並びに十七日御名代帰参、御目見御清の事」とあるが、「寺社參詣穢れ規定」と一括しておきたい。上野の寛永寺は徳川將軍家の菩提寺、紅葉山の東照宮は家康を祀り、増上寺は徳川家の菩提寺である。「御社」や「御宮」などとともに、徳川將軍家との深い関わりのある寺社への參詣について、

次のような詳細な「穢れ」規定が作られた（意訳して抄録）。

- ・産穢の者との相火（同一の火での煮炊き、同火）は行水して供奉、寺社の内陣への遠慮、前日の暮六つ時以前なら内陣まで可
- ・鍼・鼻血・出来物などで血が出たら、行水のこと
- ・月経の穢れの婦人とは、参詣の朝六つ時より同座・同火でなければ可
- ・臨月の婦人や親類の急病人の場合、出産や忌の知らせがなければ可
- ・負傷して血が出たら、ひそかに退出して供奉は遠慮のこと
- ・牛馬鶏豕犬羊が屋敷内で死んだ場合、軒の内ならその一棟は一日穢れ、庭で死んだ場合や、一棟でもしきりがあり、入口が違えば穢れなし
- ・その他の鳥獸は、たとえ軒内で死んでも穢れなし
- ・乗っていた馬が死んだ場合は、宿へ帰って行水して登城のこと

この「穢れ」規定は、出産・出血および家畜等の死にまつわる「穢れ」を取り上げ、その濃淡と対処方法を指示している。本来は徳川家関係の寺社参詣用として作られたものだが、諸大名はもとより多くの宗教的施設にまで広められたものとみられる。現代の感覚からみれば噴飯ものだが、当時の民衆はこのような「穢れ」意識を受け入れたのである。

「寺社参詣穢れ規定」とは、このほかにも「食穢の事」と名づけられた注目すべき部分がある。「食穢」すなわち、食べることによる「穢れ」の発生であり、食物の種類による「穢れ」の期間が次のように定められた。

- ・羚羊狼兔狸鶴 5日
- ・牛馬 150日
- ・豕犬羊鹿猿猪 70日
- ・二足は前日の朝六つ時よりたべ申すまじく候、玉子は魚に同じ
- ・五辛前日の朝六つ時よりたべ申すまじく候

「羚羊」はカモシカ、「豕」はブタ、「二足」は鳥類、「五辛」はニンニクやニラなどくさみのある野菜をさす。この史料によれば、江戸時代は肉食はしていなかったという通説は否定され、以下の事実を読み取ることができよう。すなわち、少なくとも元禄期までは牛馬を中心とする家畜や獸の肉を食べてしたこと、この規定によって食肉に「穢れ」が導入されたこと、食肉の種類によって「穢れ」に強弱がつけられたこと、牛馬の肉を口にすることはもっとも強い「穢れ」とみなされたことである。

この規定をみれば、斃牛馬の処理を「役」として課せられ、解体・革づくり等に当たっていた人々の姿がすぐさま想起される。部落差別は、幕閣・儒学者・宗教家など権力者の手によって、綱吉の時代に「生類憐みの令」とともに意図的に強化され、「食穢」とからんで民衆にも深く浸透した。

4 普請・鳴物停止令の制定

「普請・鳴物停止令」とは、身分が高いとされた人々の死に当たって、建築の普請や歌舞音曲などの鳴物を停止させ天下を静肅にさせた規定である。死者の身分や地位によって普請・鳴物の停止期間に長短があったので、その日数が長いほどその死者の権威は高いものとみなされた。6代家宣から8代吉宗の治世期について、鳴物の停止期間の長い順に実例を並べてみよう。

年次	西暦	死 者 の 名 前 等	表記	普請	鳴物
正徳 2	1712	公方（6代将軍徳川家宣、51歳）	薨御	20日	51日
享保18	1733	簾中（將軍の妻）	逝去	5日	10日
享保15	1730	水戸宰相（水戸徳川家の当主）	逝去	3日	7日
正徳 3	1713	徳川五郎太（尾張家男子、相続前）	逝去	1日	7日
享保17	1732	法皇（靈元天皇、院政、79歳）	崩御	5日田	5日
享保 5	1720	女院御所（東山天皇の妻、41歳）	崩御	0日	3日
享保17	1732	敬法門院（靈元天皇の妻、76歳）	薨去	0日	3日

人の死の呼び方は、天皇を頂点に置く思想によれば、崩御・薨御・薨去・逝去の順になるという。江戸幕府は、死の表記についてはこの制度に従っているが、普請・鳴物の停止期間の長短では、将軍家がもっとも高い地位にあったことを誇示している。天皇制に対抗しながら、徳川家と幕府の支配を安定させようとした意図がはっきりとみえてくる。

おわりに

信濃国において、いわゆる「穢多取り締まり令」は、享保期の次の元文年間から各大名領で出されるようになる。それぞれ特色を持ちながらも、重複した項目も多いので、幕府令の影響を受けたことは確実である。元文年間も含めた吉宗の「享保の改革」といわれる政治は、綱吉の元禄時代の諸政策とともに、ここに紹介した「穢れ」意識を民衆に普及させるという歴史的役割を果たしたといわねばならない。

これらの史料の教材化に当たっては、幕府の閥僚や儒学者らが真剣に議論していた当時の身分差別社会の特徴を学習するとともに、現代に生きている私たちのものの見方や考え方のなかにも、批判されるべき「穢れ」意識や差別意識が残存しているという事実をも振り返らねばならない。同和教育について学ぶことは、自分の生き方をも見直すことでもある。人権感覚を磨き合うという場合、教える側の教師も他人事や傍観的な生き方ではすまされないと自戒したい。

(長野県総合教育センター 専門主事 山崎哲人)
(教育指導時報 平成9年9月号 長野県教育指導時報刊行会)